

平成 29 年 10 月 31 日

## 平成 29 年 11 月発行の銀行等引受債に係る見積合わせについて

本県では、平成 29 年 11 月に発行する銀行等引受債について、下記のとおり見積合わせを実施します。引受可能と判断される場合には、別紙見積書をご提出頂きますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 仕様

(1) 名 称	平成 29 年度和歌山県 20 年固定利付債
(2) 発行総額	60 億円 (30 億円×2)
(3) 償還期間 (うち据置期間)	20 年 (3 年)
(4) 償還方法	半年賦元金均等償還 (半期 3%) ※別紙償還予定表参照
(5) 利息支払方法	年 2 回 (毎年 9 月 30 日、3 月 31 日)
(6) 利 率	20 年間固定金利
(7) 発行形式	証書発行
(8) 引受期日	平成 29 年 11 月 30 日 (木)

※元本、利息ともに、支払日が銀行休業日にあたる場合は、前営業日に支払います。

※利息の計算方法は、初回利息のみ 1 年を 365 日として、初回利払日までの片端日割計算によるものとします。(今回の場合、平成 29 年 11 月 30 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 121 日) 2 回目以降は未償還元本に利率を乗じ、2 で除した金額とします。

※債権譲渡は可能ですが、事前に本県の書面による承認を得る必要があります。また、譲渡後も元利金の支払いは当初の引受金融機関に対して行うこととします。

#### 2. 見積の内容

##### (1) 発行利率

発行利率 (小数点以下 3 桁) を記入して下さい (絶対金利方式)。

※30 億円を 1 つの単位として、総額 60 億円分それぞれについて金利を記入してください。(いずれの額についても記入してください。)

##### (2) 発行手数料

上記(1)の利率以外に手数料が必要な場合には、11 月 30 日 (木) 時点の当該手数料の考え方及び金額と、手数料込みの最終利率を必ず記入願います。

##### (3) その他

その他、参考となる事項があれば記入願います。

#### 3. 引受金融機関の決定方法

低い利率から順に発行予定額に達する利率 (落札最高利率) までを落札とし、提示された利率で引き受けて頂きます。なお、落札最高利率の引受額が発行予定額を超過した

場合には、原則として超過額を応札額から減額することとします。この場合、落札最高利率の提示が複数の場合は、応札額に応じた案分比率（必要残額／落札最高利率での応札額合計）を算出し、個々の応札額に案分比率を乗じた額を落札とします。（1億円未満を切り捨てとし、端数を生じた場合には落札最高利率において最大の金額を提示した金融機関に上乘せします。（1億円単位。該当する金融機関の一部に上乘せする場合、くじ引きを実施。））

#### 4. 見積書提出期限

平成29年11月17日（金）正午

別紙見積書により、下記の宛先まで、電子メール又はFAXにより提出するとともに、確認のお電話をお願いいたします。なお、期限後に届いたものは、無効とします。

#### 5. 結果のご案内

引き受けをお願いする金融機関には、同日（11月17日（金））午後5時までに電話又は電子メールにてご連絡します。なお、事情により結果のご連絡が遅れる場合には、その旨予めご連絡します。

#### 6. 参加資格

見積合わせでは、以下の①から③を全て満たす金融機関が参加できるものとします。

- ① 和歌山県内に本店又は支店を有する金融機関であること。
- ② 日本国の都道府県又は政令指定都市の銀行等引受債を直接引き受けた実績のある金融機関であること。
- ③ 上記①、②における金融機関とは、銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会、生命保険会社、損害保険会社に限るものとする。

※上記②については、引受の実績が確認出来る書類を11月10日（金）までに下記の宛先に提出してください。

#### 7. その他

- ・元利償還金等の海外送金には一切応じません。
- ・本借入については、事前の承諾がない限り、期限前償還は行いません。
- ・事務の円滑化を図るため、契約書の雛形を11月10日（金）までに事前提出願います。
- ・以上の内容については、見積合わせ実施までに変更することもありますので、ご注意ください。

(連絡、照会先)

和歌山県総務部総務管理局

財政課企画調整班 山本、井上

TEL : 073-441-2161 FAX : 073-422-8384

E-mail : e0104001@pref.wakayama.lg.jp